

平成30年度(平成29年分)の申告から セルフメディケーション税制が創設されました！

健康の保持増進や疾病予防のために一定の取組を行っている方が、平成29年1月1日以後、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために一定のスイッチOTC医薬品を年間1万2千円を超えて購入した場合、その超える部分の金額について、8万8千円を限度とし、所得控除を受けられるようになりました。

なお、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。どちらか一方を選択することになります。

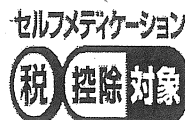
対象となる医薬品

セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品であることが表示されています。

また、パッケージに下のような共通識別マークが印字されている商品もあります。

※ 具体的な対象医薬品は「厚生労働省ホームページ」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)に記載されています。



共通識別マーク→

<領収書の例>

呉市薬局
広島県呉市中央××× TEL:0823-25-×××
2018年4月1日(日)

領収書

シャンプー	459円
キッチンペーパー	254円
★クレンA錠	1,628円
★クレ点鼻薬	980円
小計 4品	3,421円
合計	3,421円
	(内、消費税等 252円)
お預かり	3,500円
お釣り	79円

★はセルフメディケーション税制対象商品です。

申告の際に必要な書類

以下の2点が必要です。

☑セルフメディケーション税制の明細書(添付)

- ※1 領収書の添付又は提示は必要ありませんが、明細書の記入内容の確認のため、提出又は提示を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で5年間保存してください。
- ※2 平成31年(2019年)分までの申告については、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付に代えて、領収書の添付又は提示によることもできます。

(1)「取組内容」には、該当する取組内容に☑をしてください。

(2)「発行者名」には、取組を行っていることを明らかにする書類の発行者名を記入してください。

購入先ごとにまとめて記入します。

明細書の記入例

平成30年分 セルフメディケーション税制の明細書
※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません
氏名 呉市 太郎

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	☑ 健康診査 □ 予防接種 □ 定期健康診査 □ 特定健康診査 □ がん検診 □ ()
(2) 発行者名 (医療者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	〇〇〇 健康保険組合

※ 取組に要した費用は、控除対象となりません。

2 特定一般医薬品等購入費の明細

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額	社会保険などで補填される金額
呉市薬局	クレンA錠、クレ点鼻薬	2,608	
ドラッグ クレ	0000,000,000	5,289	
〃	0000,000,0000		

☑一定の取組を行っていることを明らかにする書類(添付又は提示)

①氏名、②取組を行った年、③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
- ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査(いわゆるメタボ健診)の領収書又は結果通知表
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表

※ 結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをした写しで差し支えありません。